

A presentation slide titled 'OSS License Checked!' by NEC. It features the NEC logo and the slogan 'Orchestrating a brighter world'. The main content discusses the relationship between OSS licenses and copyright law, mentioning the 'GPLv3 license' and 'Creative Commons'. It also includes a section on 'OSS License & Copyright' and a Q&A session with 'NEC OSS推进センター・舛崎昌博'.

Orchestrating a brighter world

- さて、なぜ、世迷いごとを斬るのか?
一昨年までは、斬らすに説明していたが、
「改善したらソース公開しなければならない」とか
「GPLのプログラムをリンクしたらソース公開」とか
- GPLのどこにそんなルールが書いてあるのか?
確認もせずに語る(騙る?)情報が世界中に氾濫。

OSS とは OSS - Open Source Software	
OSS は「開かれた構造」のソースコードが行き来でき、ストックコードの貢献と受け取ることで、手を貸すソースコードの流通や透明性が認められていることの通称	なぜなら、「OSSは OSS ライセンスのバージョンの共通化」という説明はおかしい
なぜなら、「OSSは OSS ライセンスのバージョンの共通化」という説明はおかしい	OSSは「オープンソースの真実」で云々、「オープンソースライセンスの真実」でない
それはなぜか? Linux(リナックス)であります	OSSは「OSSで使うための定義」
OSSを認める団体OSIGが、19年8月に発表した「オープンソースの定義」	NEC
①再販自由の由	④利用者の行動に対する法律的禁止
②ソースコード	⑤ライセンスとの配り(declaration)
③派生ソフトウェア	⑥特定期製でのみ有効なライセンスの禁止
④著作のソースコードの完全性(copyleft)	⑦他のフリーアクセスを制するライセンスの禁止
⑤個人やグループに対する差別の禁止	⑧ライセンスは技術立地でなければならぬ

The screenshot shows the following content:

- OSSのメリット**
- 無償で入手できるものが多いため、初期導入コストの抑制が可能
- 自分で充分理解してから導入 가능
- ただし、すでに購入すれば、勘違いによる可能性大
- 入手可能なリースードームを解析し、自分自身にすれば費用対効果大きい
- ▶ OSSを購入は、理解した後にメリットがある。
- ITシステム導入
書の巻**
- ITシステム導入書の巻
- パッケージ版のダウンロードリンク
- OSSライセンスも同じ
- おまけ電気工学科から OSS活用推進会議
- パソコンシステムでアドセンスから稼働開始へ
- サイバード 新たな環境の間に適応技術力を学ぼう

OSSのライセンスの例	
IoT: 携帯デバイスには、TCP/IPの実装が必要	FreeBSD Copyright © BSDライセンス
● 本家 * BSD	GNU GPLv2
● Linux	Apache License 2.0
● クラウド OpenStack	Eclipse Public License (EPL)
● SDN OpenDaylight	Apache License 2.0
● ビッグデータ Hadoop	Apache License 2.0
● 運用管理 Hadoop, Zabbix	GNU GPLv2
● データベース	PostgreSQL License BSDライセンス
● PostgreSQL	GNU GPLv2
● MySQL	Apache License 2.0
● 基盤ソフト FIWARE	GNU AGPLv3, GPLv2, Apache2.0, 他

```

graph TD
    OSS[ OSSライセンス] --- 条件[どんな条件が書かれているか]
    OSS --- 表現様式[各ライセンスで表現は様々ですが...]
    表現様式 --- 営利[著作権表示、文本文体、免責条項]
    表現様式 --- 見える[見えるように(コピー)すること、など]
    営利 --- BSD[BSDライセンスなど]
    見える --- GPL[GPLなど]
    営利 --- バイナリ[バイナリのソースコードを]
    営利 --- 出し出し[または、その申し出を]添付すること、など
    営利 --- 義務[さて、これらは、義務ではなく、条件ですが、何の条件か？]
    義務 --- 集合体[集合体を包含している場合がある]
    義務 --- 用途[用途ではない場合]
  
```

The diagram illustrates the relationship between OSS Licenses and Software Ecosystem Licenses. It shows two main categories: OSS Licenses (left) and Software Ecosystem Licenses (right). The Software Ecosystem Licenses category is subdivided into three sub-categories: OSS License, Non-OSS License, and Non-Open Source License.

```

graph LR
    OSS[Licenses] --- OSS_L[OSS Licenses]
    OSS --- SE[Licenses]
    SE --- OSS_L
    SE --- NonOSS[NON-OSS Licenses]
    SE --- NonOpen[Non-Open Source Licenses]
    NonOSS --- NonOpen_S[Non-Open Source Software]
    NonOpen --- NonOpen_S
  
```

The diagram illustrates the relationship between OSS Licenses and Software Copyright Agreements:

- OSS License** (left) connects to **Software Copyright License** (right).
- Software Copyright License** (right) connects to **Use of Software** (below).
- Use of Software** (below) connects to **Use of Software (with modification)** (right).
- Use of Software (with modification)** (right) connects to **Licensing** (far right).
- Licensing** (far right) has two arrows pointing to **Open Source Software (OSS) Distribution** (bottom left) and **Proprietary Software** (bottom right).
- Open Source Software (OSS) Distribution** (bottom left) has an arrow pointing to **OSS Distribution** (center).
- Proprietary Software** (bottom right) has an arrow pointing to **Proprietary Software Distribution** (center).
- OSS Distribution** (center) and **Proprietary Software Distribution** (center) both have arrows pointing to **License** (center).
- License** (center) has an arrow pointing to **Software Copyright Agreement** (top center).
- Software Copyright Agreement** (top center) has an arrow pointing to **Software Copyright License** (right).

OSSライセンスとソフトウェアライセンスの違い

OSSライセンス	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾内容が違う 使用の権限	著作権の利用の制限	1.著作権の利用の制限 ライセンス(かたせき)
2.主な許諾内容が違う 契約(かたわざ)	デザイン等の権利	2.デザイン等の権利
3.主な許諾内容が違う プログラム(品目)、 (プログラムの)著作物		3.著作物

②特許権(けつせきけん)の違い

- ソフトウェアライセンスは「既に」プログラムを使用(実行)する権限としての特許です。

SW/HW開発

一方、OSSライセンスは、許諾範囲は全てのプログラムの著作権。

SW/HW開発

はこの範囲で「ソフトウェアライセンスの一種かのような表現は不適切
オープンソースは「ソースコードを誰でも自由に利用できる」とする
ソフトウェアライセンスによって、その利用を許可しています。
このようにしているのが

2009年12月14日 [SFLC] に「SFLCにBlu-rayなど14社がGPL違反で提訴された」という題名の記事が掲載されました。<http://japan.sflc.jp/news/20091231/>

SLFCL : Software Freedom Law Center

- ① **Best Buy**: Blu-ray Disc Player
- ② **Comcast**: Comcast Xfinity HD TV
- ③ **Westinghouse LCD HDTV**
- ④ **JVC's LCD HDTV and IP Network Camera**
- ⑤ **Western Digital HD TV Home Media Player**
- ⑥ **Bosch Security System DVR**
- ⑦ **Philips' Smart TV and IP Motion Wireless Camera** [電脳カメコ]
- ⑧ **Human's HD DVR TV**
- ⑨ **Comtrend's bonded modems**
- ⑩ **Dobbs-Stanford's digital media player**
- ⑪ **Verizon's Techdialer dual radio outdoor wireless access point**
- ⑫ **Zyxel's Port Router**
- ⑬ **Asustek's security camera system with DVR and security system DVR devices**
- ⑭ **GCT's digital music controller**

6月7日付で、SFLCは「SFLCにBlu-rayなど14社がGPL違反で提訴された」という題名の記事を掲載しました。

8月3日、久留米裁判所で開廷されたところ、カラーワールドの斎藤義典は、「アマゾン(ドリーム)」

このようなリスク(?)に対して、何をしなければならないか？

OSSは一般に他人の著作物

であることを理解し、
そのように扱うこと

なぜか？ 著作権も「ものへの支配権」の一つだから

著作権法入門、有斐閣、2009. 88

● 丘立 旦（神戸大学教授）、上野 透（立教大学教授）、横山 久夫（学習院大学教授）／著

```

graph TD
    A[著作権] --> B[有体物]
    A --> C[無体物]
    A --> D[権能]
    A --> E[創作]
    B --> F[所有権]
    C --> G[用益権]
    D --> H[准物権]
    E --> I[著作権]
  
```

著作権法入門
著者権

2014-10月 第2回 先発

他の人の権利を無断で行使すると、権利侵害		
個人の権利	所有権	著作権
他の人の権利の侵害	商品・物を出し GPIの著作物(原版/複製)	
行使が許される条件	現金払い	ソースの添付
行使が許され得る条件	約束 (クレジットカード払い)	ソース提供するもの 出典の添付
条件を満たさず行使	高盛(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

第二十二回 他人の著作権を侵害する事例について解説する。高盛は著作権侵害で訴えられ、賠償金を支払った。また、著作権侵害の問題で訴えられた二回目は、日本企業のNECだ。

「GPLで要求されたら、ソース公開すれば良い」といって理解を進めますが、それは、既に、既に著作権侵害でしまっているのです。既に、既に著作権侵害でしまっているのです。

【日本国 著作権法】<http://www-pipo.go.jp/titlist/00000000000000000000000000000000.html>

第三款 著作権に含まれる権利の種類
（複製権）

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を有する。
...
（翻訳権、縮刷権等）

第二十七条 著作者は、その著作物を縮刷し、縮刷し、若しくは変形し、又は脚色し、転化し、その他翻案する権利を有する。

著作権 (202)	
アメリカ著作権法規	http://www.ccc.or.jp/works/america.html
第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利	
第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行なったこれを規制する排他的権利を有する。	
(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。	
(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。	
(3) 以下の権利	
表現は違っていても、同じようなことを言っている	

GPLでライセンスされたDFRは複製・改変した著作物にち
GPLを適用しなければならない。
→ かくいう人がいるが

3. あなたは上記第1条および第2条の条件に従い、許諾条件1([許諾条件1](#))を用いて、「プログラム」を「ソースコード」として、実行形式で譲り受けた場合は、下記の通りすることができます。
許諾内容
ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:
a) 著作物に、「プログラム」に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを提出する。
b) 著作物に、「ソースコードを、提供する旨述べた少なくとも3年間は効果的な書面になったし出を添える。
許諾条件2

ユーモア：「すでにパリナガが売れていたのに、スピードカードが公開されてない」という状況はどういう理由で発生したのでしょうか？

パリナガが売れて、パリナガ手帳がスピードカードを入手しようとしたとき、現在ではスピードカード手帳が手に入ります。

このような状況は、GPVに記載した仕組みで問題は無いのでしょうか？

問題ない場合、どう様な手元にしているのがお奨めですか？」

メモア：「財形制度を問い合わせたり連絡を取らせて頂きましたので、今はどちらお問い合わせ下さいとお聞きします」

尚、具体的なリニアシステムには、次回度よりワタツンさせて頂きます。

尚、ご不便をおかけする事、恐れ入ります。ようろくお聴き願いします」

この受け応えは、他人の**参考情報**を既に優位に持っている自覚があるのだろうか…

<p>GPLでライセンスされた OSS は、ソースコードの開示が義務付けられている</p>	<p>このくらい人をいるが</p>
<p>GNU GPLの OSS は、ソースコードの開示が バイナリ形式での再配布の際、許諾権限と条件の一つです。</p>	

- 仕事なら、なんでも契約と考えれば良いわけではない
- 仕事で利用する場合、「GPLは契約」と考えないと危険
- 仕事で、「GPLは契約」と考えると著作権侵害者を招く。
- そもそも、作成者は契約のつもりで作成していない。

GNOME Conference 2018

          

作者自身が「GNU GPLは、契約ではない」と述べている

例：GPLv2は当時SF財務担当で、[GPLv2起草者の一人であるコロンビア大学のBen Moglen先生は2001年](#)、以下の文書を公開

 **GNU Operating System**
Sponsored by the Free Software Foundation



About GNU Philosophy Licenses Activities Help

Enforcing the GNU GPL

by Eben Moglen
10 September 2001 <http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

Licenses are not contracts: ライセンスは契約ではない

GPLは契約ではないならば、何か？
 a licence is a unilateral permission, not an obligation,
 ライセンスは、一方的な権利であり、(法律上の)債務などではない
 Transcript of Eben Moglen at
 the 3rd International GPLv3
 conference, 22 June 2009
https://fdl.org/campaigns/eben-moglen-transcript_en.html の回答。
 ユスティニアヌス法典ローマの法律要領 (Instituta Iustiniani) 記載用語
 戰略 - ティスラに対する契約が一般的にならなかったからといいて。
 「イニシエスティヌスラヨリシタナコトニシヤンシの契約」ではない
 ライセンス内に戦略に規約すれば、ラヨリシタヌ契約が記載するだけだ。

Stallman氏が、GPLを、著作権法に至つかない理由

2008年 1月 26日 www.gnu.org/licenses/philosophy/no-ip-ethics.html

GPLは、その全世界的保護権に出来ざるといふので、二つのポイントであり、「限りではない」とここまでいって。けど「全世界的保護権は確実に存在している」

Richard M. Stallmanは、「この二つの理由があると反論
Don't Let Intellectual Property Twit Your Ethos

Copyright © 2008 Richard M. Stallman

1. Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.
著作権法は世界で統一されていて、契約法や他のあります選択より、
契約法であります。

2. There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. And someone could CD or email a copy to someone else without getting that person's assent. That's not what we want.
契約法を認めてもう一つの理由は、コピーを提供する間に、契約へ

